

(議事要旨)

○社会資本総合整備計画「滋賀県におけるハードとソフト対策を一体的に実施する治水対策の推進（防災・安全）緊急対策」の事後評価

●委員

事業を実施するにあたり、必須ではないかもしれないが、環境影響評価を実施しているのか。

●流域政策局

事前、事後とも実施していない。

●委員

当然、河川法の一つに環境というものがあるので、治水を行いつつも、環境に配慮した上で実施していると思う。この点について、確認したいと思っている。資料にはないが、何か付け加えることはあるか。

●流域政策局

概ね20年間の実施計画である河川整備計画については、ホームページで公表しているところである。その中で、環境への配慮という点で一つ挙げるとすると、現況のみお筋を確保しながら、河川断面を拡幅するなど、多自然型の川づくりを進めているところである。

●委員

具体的にどの河川で実施しているのか。

●流域政策局

それぞれの河川において、できる範囲で実施しているところである。

●委員

計画を評価するためには、環境への配慮について、具体的な事例の説明があれば、さらによかったと思う。

●委員

湖北圏域の河川整備計画の説明会に参加した際、ある河川では、30年に一度の雨に対応する整備を実施するとのことであった。しかしながら、今回評価の対象となっている河川では、10年に一度の大雨に対応する整備となっている。なぜ、川や場所で基準が違うのか。

●流域政策局

滋賀県の河川整備方針において、長期的な整備目標を定めている。一般的には、流域面積に応じて、計画の規模を定めている。5k㎡未満の河川であれば、10年から30年に一度の大雨を安全に流せるような整備、5k㎡以上100k㎡未満であれば、50年に一度の大雨を安全に流せるような整備、それ以上であれば、100年に一度の大雨を安全に流せるような整備を進めていく、というのが長期的な整備目標である。下流から長期的な目標の断面で整備していくことは、事業費と整備期間を考えると難しいので、概ね20年間の整備計画では、計画の規模を小さくしている。例えば、長期的な目標が100年に一度の大雨であれば、概ね20年間の整備計画では、戦後最大相当の大雨に対応する整備を進めることとしている。一方、長期的な目標が50年に一度の大雨であれば、概ね20年間の整備計画では、10年に1回の大雨に対応する整備を進めることとしている。

●委員

整備内容が、掘削や築堤となっているが、掘削した土を、築堤へは利用していないのか。

●流域政策局

掘削した土は、基本的には築堤に使用している。それ以外にも、公共工事間で流用している。土質が悪い場合や、流用先がない場合は、やむなく処分をしている。

●委員

環境へ配慮していることの説明がないとのことであったが、資料P 21で、コスト削減の観点から、橋梁の架替をやめて、橋脚の補強に計画を変更したことについて、架替をするよりも補強のほうが、環境が保全されるため、環境に配慮できていると判断される。今後は、コスト削減＝環境への配慮となるような説明なり、計画をしていただき、地域の方々の認識をもっと深めていくことも、まだまだ進めていく必要があると考える。

●委員

資料P 13、日野川の浸水区域について、内水か外水か、その原因が分かれば教えていただきたい。

●流域政策局

内水による浸水区域がどこまでかは分からないが、基本的には、日野川からの溢水による浸水であると考えている。

●委員

計画の成果目標について、整備延長のカウントは、河川整備計画に記載の確率降雨規模で、整備した延長ということでしょうか。

●流域政策局

そのとおりである。

●委員

とすると、事業の実施結果としてまとめられている資料P 23の整備延長には、八日市新川の暫々定通水した整備延長はカウントされていないということか。

●流域政策局

そのとおりである。八日市新川の資料P 20の写真をご覧くださいと、下流部の愛知川から順次掘削を進め、国道421号上流までは、河川整備計画に記載の確率降雨規模で整備が完了しているため、整備延長に含んでいる。しかしながら、さらに上流部については、いち早く放水路に通水するため、確率降雨規模の小さい断面での整備を実施しており、整備延長に含んでいない。

●委員

予算や地域の状況から、小さな断面でもよいので、早く通水してほしいという要望等に対して柔軟に対応されているのだと思うが、この事業評価に際して、成果値として現れないのは、残念に感じる。流量換算等で整備延長にカウントするなど、何か指標をつくってもよいのではないか。

●委員長

地域の方にとっては、通水されたことにより、洪水の危険性が小さくなるのであれば、

すごくよいことである。こうしたことが、事業評価へ適切に反映されていないのはどうかと考える。今の副委員長の意見等を参考に、単に延長のみの評価項目だけではなく、臨機応変に工夫して事業を実施していることが評価されるよう、今後の計画を立てられたい。

●流域政策局

今回は、少しでも地域に貢献できるよう、できることから事業を実施してきた部分がある。今のご意見を今後の参考とさせていただきたい。

●委員

例えば、資料P 1 4に示されるような想定浸水区域は、どのように設定されているのか。

●流域政策局

河川の流下能力が低い箇所から破堤することを前提として設定された区域である。

●委員

現在公表されている日野川のハザードマップは、浸水深の区分が旧のまま、現在は、0.5 mと3.0mだったと思うが、今後区分のみ更新されるのか、それとも内容も更新されるのか。

●流域政策局

ハザードマップは、市町が、住民避難を目的として、県の公表している浸水想定区域図や地先の安全度マップを参考に作成している。現在、市町で更新作業を実施されており、その際には、区分のみではなく、内容も順次更新される予定である。

今回の資料に掲載している浸水想定区域は、あくまでも、この事業を実施する場合の費用対効果を算出するため、独自に解析した浸水想定区域であるため、ハザードマップとは必ずしもリンクしないものである。

●委員

とすると、被害額は、日野川のみを氾濫解析によるもので、独自に算出された値ということか。ハザードマップをもとに、浸水想定区域の被害額を算出していないのか。

●流域政策局

そのとおりである。あくまで、その川における事業の実施効果を評価するために、被害額を算出しており、ハザードマップの浸水想定区域をもとにした、被害額の算出はしていない。

●委員

資料P 1 4、「50年に一度の雨が降った場合」とは、日野川のどこに降った場合なのか。

●流域政策局

流域一帯に降った場合である。

●委員

であれば、そこに降った内水の影響も考慮した費用対効果を算出しているということか。

●流域政策局

氾濫解析の手法としては、日野川上流域の山地部に流量を与えて、どこで氾濫するかを解析しており、ご指摘の内水の影響までは、評価できていない。

●委員

平成2年の大雨では、内水氾濫が起きていたのは事実であると考えられる。事業実施により、洪水を防げる地域もあれば、防げない地域もあると思われる。そのため、内水氾濫

についても一定考慮いただきたい。

●委員

滋賀県の特殊事情だと思うが、ほとんどの川が琵琶湖へ流れ込む。色々な川で事業を実施すると、どんどん琵琶湖へ流れるようになるが、その結果、琵琶湖の水位や瀬田川、宇治川の流量にどれだけ影響を与えるかは検討しておくことが必要だと考えるが、実施しているのか。

●流域政策局

事業の結果、琵琶湖への流入量の総量は変わらず、一時的に大きくなるだけであると考えられるため、実施していない。

●委員

下流の瀬田川や宇治川の負荷につながるのではないかと考えられるため、これからますます必要になるのではないかと思う。

改修事業の実施により、どういう影響があるかについては、例えば、先ほどの環境影響評価とも関係するが、なおざりにされている感じがある。全国的に見ても、やはり、治水と利水と環境という三本立てが本来あるべきなのに、どうしても治水の方が優先される。あるいは利水も当然あるが、環境がここ10年ほど消えてしまっている感がある。

そうした中、滋賀県は特に環境に配慮すべきであると思われるため、治水事業の一環ではあるが、環境へも配慮しているということを、しっかりフィードバックして考えていく必要があるのではないかと考える。

●流域政策局

今回、環境影響評価という点での資料の整備をしていなかったが、河川整備計画を策定する際に、改修予定の河川において、生物環境調査を実施している。そこに貴重種等が見つかれば、配慮した上で改修を進める計画としているところである。例えば、犬上川では、タブ林があるため、それに配慮した形での計画としている。

(以上)